

現代のことは

やまだ 山田 奨治



政府の知的財産戦略本部が出した「知的財産推進計画2007」に、見過ごすことのできない、重要な施策が盛り込まれた。それは、著作権法における親告罪の見直しである。これが実現してしまつと、著作物の保護と利用のバランスが大きくずれ、さまざまな文化活動に深刻な影響が出かねないと危惧している。

いまのところ、著作権違反は親告罪である。つまり権利を侵害された側の訴えがない限り、罪に問われることはない。親告罪でなくなると、訴えがなくても警察が独自の判断で、著作権侵害を検挙できるように

なる。

知的財産戦略本部は、これが映画のDVDなどの「海賊版」撲滅の決め手になると考えているようだ。そうした効果は、いくらはあるかもしれない。だが問題は、「海賊版」とは何かの定義がないことである。これまで権利者が許容していた範囲の侵害でも、「海賊版」とされる可能性がある。さらにいえば、「海賊版」を撲滅することだけが、文化の発展ではない。

創造とは、誰かが作ったものに、何かを付け加える営みである。文化の生産物には、必ずといっていいほど、

著作権の非親告罪化

ど、既存のものに「ただ乗り」している部分がある。創作者は、そうした創造の原理をよく知っているの

で、著作権を強くすることに反対するひとが少なくない。自分の作品を誰かが勝手に利用しても、問題にしないひともし少なからずいる。無断利用で経済的な利益が失われることよりも、自作が他の創作者に影響を与えた喜びのほうが大事だと思つひともいる。そうした創作者間のもちつもたれつの関係で、さまざまな文化の営みが行われてきた。

しかし、これが非親告罪になれば、当事者間の関係だけでは収まらなくなる。権利侵害を問題にするか否かは、創作者や権利者の意志とは別に、官憲が判断できることになるのだ。

非親告罪化の影響をもつとも受けるのは、マンガの同人誌ではないかとみられている。パロディーや翻案作品が多いからである。同人誌界で、この問題はすでに大きな議論になっ

この部分は公開に適さないため削除されています。

ている。非親告罪になつてしまえば、マンガ同人誌界に与える萎縮効果は絶大だろう。知的財産戦略本部は、一方でマンガによる文化振興を重要だとしながら、マンガ界を強く下支えしている同人誌界を萎縮させる施策を打ち出しているわけである。この矛盾ぶりはどうだろう。

心配はほかにもある。著作権法は文化の発展に寄与することを目的にしている、条文にはつきりとかがかれているのだが、じつさいにはそれとは異なる目的で著作権が使われる

こともある。よくあるのは、図版の権利者が自分への批判的な文章を封じるために、著作権を盾に図版の引用を拒否したり、引用図版を著作権侵害で訴えたりするケースである。また記憶にあたりしいところでは、交通事故で死亡した幼児の写真を集めてネット公開した教師が、著作権法違反で裁判にかけられている。非親告罪になると、著作権のこうした「目的外使用」が増えるだろう。

「知的財産推進計画2007」には、違法なコンテンツをインターネットからダウンロードすることを禁止する案も盛り込まれている。これが実現してしまえば、日本からはユーザーすら利用できないことになるかもしれない。一部の権利者の利益を守るためには、国民や創作者、産業全体の犠牲が大きすぎはしないだろうか。

(国際日本文化研究センター准教授 情報学)